

令和 7 年 第 4 回

印西市農業委員会総会議事録

令和 7 年 4 月 1 4 日（月）

印西市農業委員会

印西市農業委員会告示第 4 号

令和 7 年第 4 回印西市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 7 年 4 月 4 日

印西市農業委員会会長 篠 田 道 雄

- 1 期 日 令和 7 年 4 月 1 4 日（月）
- 2 時 間 午後 2 時
- 3 場 所 農業委員会会議室（庁舎別館 1 階）

令和7年第4回印西市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年4月14日（月）午後2時

場 所 農業委員会会議室（庁舎別館1階）

招集者 印西市農業委員会会長 篠 田 道 雄

議 事 日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会務の報告

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第3号 「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について

日程第 6 諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）
に対する意見について

日程第 7 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分につ
いて

日程第 8 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第 9 報告第3号 農地等使用貸借権解約通知について

日程第10 報告第4号 農地法各条項別知事許可等処理報告について

日程第11 第1小委員会委員長からの報告について

出席委員（26名）

農業委員

1番	大久保	優	2番	石井	光一
3番	小川	憲通	4番	五十嵐	義弘
5番	米井	絹恵	6番	武藤	悟
7番	岩井	猛和	8番	山崎	幸雄
9番	森田	文雄	10番	伊藤	英
11番	篠田	道雄			

農地利用最適化推進委員

第1担当区域	石橋	孝雄	第1担当区域	小川	幹雄
第2担当区域	齋藤	信一	第2担当区域	湯浅	静夫

第3担当区域	宮	嶋	茂	第3担当区域	渡	邊	勝	久
第4担当区域	芝	倉	和夫	第4担当区域	宮	内	弘	行
第5担当区域	笠	井	重幸	第5担当区域	柴	海	祐	也
第5担当区域	中	村	夏子	第6担当区域	河	村	錦	一
第6担当区域	塩	澤	幸雄	第7担当区域	押	田	正	光
第7担当区域	富	岡	義一					

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局長	武	藤	克	則	係	長	颯	佐	学
係	長	内	藤	勝	弘				

◎開 会

(午後 2 時 0 0 分)

議 長 それでは、これより会議を開きます。

本日出席されております農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は15名です。会議規則第8条の規定により、出席されている農業委員が定数の過半数に達しておりますので、これより令和7年第4回農業委員会総会を開催いたします。

議 長 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりでございますので、ご了承願います。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

会議規則第22条第2項の規定により、7番、岩井委員、8番、山崎委員を指名いたします。

◎会務の報告

議 長 日程第2、会務の報告をお願いします。

武藤事務局長。

事務局長 それでは、令和7年第3回総会以降の会務の報告をいたします。

総会議案書の2枚目をお願いいたします。

3月13日木曜日、令和7年第3回農業委員会総会を本会議室で開催し、農地法に基づく審議を行いました。篠田会長ほか9名の農業委員及び13名の推進委員、事務局からは事務局長の武藤ほか2名の職員が出席しております。

次に、3月14日金曜日、定例常設審議委員会がプラザ菜の花で開催され、篠田会長ほか事務局から2名の職員が出席しております。篠田会長は、本会議において千葉県農業会議からの農地法第4条及び第5条権限移譲市農業委員会会長諮問案件及び各農業委員会の諮問案件に対し、審査を行っております。

次に、3月28日金曜日、法務局照会に係る現地確認を山田地先で実施し、笠井推進委員、柴海推進委員、来田主任主事が出席しております。別紙、地目変更登記に係る照会に対する回答書の1ページをお願いします。法務局に対し、3月31日付で非農地と確認した旨、回答しております。

次に、4月4日金曜日、事前審査会が本会議室で開催され、第1小委員会、森田委員長ほ

か5名の農業委員及び事務局からは事務局長ほか2名の職員が出席し、現地調査及び各案件の審査を行いました。審査案件は、農地法第3条申請3件、第5条申請19件、工事完了報告10件、転用事実確認証明願8件でございます。

4月7日月曜日、法務局照会に係る現地確認を瀬戸地先と吉高地先で実施し、柴海推進委員、中村推進委員、小見主任主事が出席しております。別紙、回答書の2ページと3ページをお願いいたします。法務局に対し、2件とも4月8日付で非農地と確認した旨、回答しております。

会務の報告につきましては以上でございます。

議 長 これで日程第2、会務の報告を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第1号について説明】

事 務 局 以上3件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案第1号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

5番、米井委員。

米井委員 5番、米井です。議案第1号1番について事前審査報告を行います。

農地の所有権移転の申請です。

申請理由は農業経営規模拡大のため、契約内容は売買、金額は記載のとおりです。

譲受人は農家要件を満たしています。

5ページ御覧ください。営農計画書です。申請土地選定理由、自宅に近くて規模拡大ができるため。

年間作付計画は、4月から9月、作目、水稻、農作業従事日数120日。

事前審査会において写真により申請地を確認し、聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第3担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第3担当区域の宮嶋委員。

宮嶋委員 問題ありません。

議 長 続いて、渡邊委員。

渡邊委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号1番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号1番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号2番について、第1担当区域の小川推進委員は関係者となりますので、会議規則第16条の規定に基づき、ご退席をお願いします。

(小川(幹)委員 退席)

議 長 それでは、再開いたします。

議案第1号2番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

9番、森田委員。

森田委員 9番、森田です。7ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

契約内容は売買です。金額は記載のとおりです。

譲受人の経営面積、営農日数ともに農家要件を満たしております。

営農計画ですが、土地選定理由、譲渡人の耕作及び管理が困難となったため、また譲受人が申請地の近隣に自作地を有しており、作業効率がよいため。

年間作付計画、4月から9月、作目、水稻、農作業従事日数100日です。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第7担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第7担当区域の押田委員。

押田委員 問題ありません。

議 長 続いて、富岡委員。

富岡委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号2番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号2番は、許可とすることに決定しました。

ここで、小川推進委員の退席を解きます。

(小川(幹)委員 着席)

議 長 次に、議案第1号3番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

4番、五十嵐委員。

五十嵐委員 4番、五十嵐です。議案第1号3番について事前審査報告を行います。

資料の13ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は新規就農のためです。

契約内容は売買です。売買金額は記載のとおりです。

続いて、資料の16ページの営農計画書及び新規就農者のため次ページの営農計画チェック表を併せて御覧ください。まず、営農計画ですが、土地選定理由は家が近い、一緒に購入する住宅と一体となっている。

年間作付計画は、作付時期、1月から12月、作目、ブルーベリー、サツマイモ、農作業従事延べ日数180日です。その他の通作距離、耕作の事業に必要な機械、労働力、技術の確保等については記載のとおりです。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第1担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第1担当区域の石橋委員。

石橋委員 特に問題ないですけれども、この購入金額というのは自宅と土地も含んでの額なのですかね。

議 長 そうですね。

石橋委員 そうですか、余りにも高いので。

議 長 農地だけではないのだ。

石橋委員 農地だけではないのですよね。

議 長 家屋敷そっくりと周りの農地ということだと思います。

石橋委員 分かりました。

議 長 次に、小川委員。

小川（幹）委員 問題ありません。

議 長 それでは、意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何かありますか。

山崎委員 よろしいですか。

議 長 どうぞ。

山崎委員 営農計画のチェック表というところなのですけれども、こういうのは大体申請に来たとき、事務局の人がただ見るだけなのですか、これは。

議 長 では、事務局。

事務局 一応許可条件に関係する労働力、研修・経歴、この辺はよく確認はさせていただいているところでございます。

山崎委員　そうですか。何か収入のほうまでちょっと、新規就農で農家にとっては非常にありがたいことなのですから、何かすごく甘めに書いてあるなと思って。

議　　長　では。

事務局　収支につきましては、許可条件には特に付されてなくて、現状だと少ない面積からでも農業に参入できると、今までは5反歩要件というものがあったのですが、少ない面積から参入できるという意味では、まずは農業を兼業から始めたいという方にとっても新規就農という意味で認められている条件になってしまうので、5年後、10年後を目指してこの収支が拡大していけばいいかなという期待はしております。

議　　長　そういうことで、よろしいですか。

山崎委員　はい。

議　　長　それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。
採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号3番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議　　長　挙手全員でございます。

議案第1号3番は、許可とすることに決定しました。

◎議案第2号

議　　長　日程第4、議案第2号　農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局　議案書の3ページをお願いいたします。議案第2号　農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第2号について説明】

事務局　以上19件でございます。

議　　長　事務局の説明が終わりました。

議案第2号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

5番、米井委員。

米井委員　5番、米井です。2号議案1番について事前審査報告を行います。

転用を伴う所有権移転の申請です。

転用の目的は住宅用地への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用計画、専用住宅を建築します。

転用の時期は、着手予定、令和7年5月10日、完了予定、令和7年9月30日。

施設の概要は、住宅1棟と駐車場です。建築面積は記載のとおりです。

22ページ、事業計画書を御覧ください。計画施設内容、現在アパートで居住しておりますが、子供の成長にあわせて手狭になったため、居住用専用住宅1棟を建築いたします。道路路面まで土留め工事をして、盛土をして整地します。環境経済部環境保全課保全係担当者と協議済みです。建築面積は記載のとおりです。

土地選定理由、近隣の住宅地が高価なため、父母の土地があったために当該地を選定しました。

地目別面積、用排水計画、隣接農地耕作者への説明状況は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号1番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号1番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号2番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

6番、武藤委員。

武藤委員 6番、武藤です。議案第2号2番について事前審査報告を行います。

総会資料27ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権移転の5条申請です。

転用計画は特定建築条件付売買予定用地への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用の時期は、着手予定、令和7年5月12日、完了予定は令和8年2月10日です。

総会資料37ページの事業計画書を御覧ください。計画施設内容は、特定建築条件付売買予定用地7棟分。隣地境はブロックで囲い、搬入による盛土は行わず整地する。

土地選定理由は、弊社において印西市を中心とし、一団の住宅地に近接する建売用地を探しておりました。本計画地は、車の交通量も少なく、閑静な住宅街の立地条件により本地の売買を決め、購入を決定した次第であります。

地目別面積、用排水計画、隣地農地所有者への説明状況等は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

小川（憲）委員 ちょっといいですか。

議 長 どうぞ。

小川（憲）委員 西側の太い道路あるのですけれども、こちらは接道要件の道路ではなかったのですか。わざわざ奥のほうから敷地延長するため突っ込み道路で接道しているようだけれども、僕はこっちから2つか3つぐらい使えるのかなと思ったのだけれども、この西側の太い道路は42条1項1号の道路なので、基準法の道路だと思うので、何か筆があって接道していないのかと思いました。

議 長 では、事務局。

事務局 農業委員会に許可申請があった際には、すでにこの土地利用計画図でしたので、開発などの他法令による理由なのか、詳細については不明です。

議 長 そういうことでございますけれども、ほかにありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議 長 それでは、質疑がないようですので、それでは質疑を打ち切り、採決を行います。採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号2番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号2番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号3番、4番については関連がありますので、一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

4番、五十嵐委員。

五十嵐委員 4番、五十嵐です。議案第2号3番、4番については関連がありますので、一括して事前審査報告を行います。

資料45ページです。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は建築条件付売買予定地への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用の時期は、着手予定、令和7年許可後、完了予定、令和8年3月31日です。

施設の概要は、建築条件付売買予定地9棟です。

事業計画書を御覧ください。51ページです。計画施設内容は、宅地区画数9、区域内道路、延長33.974メートル、市道道路拡幅111.952メートル、ごみの集積所1か所を計画しました。隣接地との境界線にコンクリートブロックを築造し、敷地内にて部分的に切土、盛土を行い整地する。

土地の選定理由、印西市で建築条件付売買予定地を探していました。申請地は、市街化

区域に隣接しており、道路、鉄道等の環境が整っており、周辺は商業施設等も充実しており、雰囲気もよく、住宅地として最適であると判断し、譲渡人と条件面が合致したため選定しました。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ありません。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

山崎委員 それでは、1つよろしいですか。

議 長 どうぞ。

山崎委員 土地代金、整地費、建設費、3つ書いてあるのですが、この建設費というのは何の建設費ですか。

議 長 では、事務局。

事務局 今回の目的が建築条件付売買予定地9区画ということで、全て販売することができなかった場合については事業主が自ら住宅を建設しなければならないので、9棟分の建設に要する経費になります。

山崎委員 分かりました。

議 長 ほかにないですか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号3番、4番については、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございます。

議案第2号3番、4番は、許可相当とすることに決定しました。

それでは、ここで休憩したいと思います。3時20分。

事務局長 3時20分まで休憩したいと思います。

(午後3時08分)

議長 長 それでは、再開いたします。

(午後3時18分)

議長 長 議案第2号5番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

9番、森田委員。

森田委員 9番、森田です。議案第2号5番について事前審査報告を行います。

65ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

第2種農地であります。用途、建築条件付宅地分譲です。

転用の時期、着手予定、許可日から、完了予定、令和7年12月31日。

施設の概要、棟数17棟、建築面積は記載のとおりです。

譲受人と譲渡人の関係は他人です。

事業計画、計画施設内容、北総鉄道印西牧の原駅の南西約1.4キロに位置し、周辺環境良好で住宅需要が見込まれ、比較的平たんな土地であることから、宅地分譲を計画しました。造成計画、一戸建ての住宅用地として17区画、区域内道路は幅員6メートルで計画しました。外部からの土砂搬入はありません。

土地選定理由、選定の土地は相続財産であり、営農が難しくなってきたことから売却希望されており、排水設備等が確保しやすいことと周辺物流施設等を勤務先とする入居者が期待でき、運営に適していることから、この土地を選定しました。

地目別面積、用水、防災計画、その他の状況等は記載のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号5番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号5番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号6番から9番について関連がありますので、一括審議といたします。担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

6番、武藤委員。

武藤委員 6番、武藤です。議案第2号6番から9番について関連がありますので、一括して事前審査報告を行います。

総会資料81ページ、82ページを御覧ください。議案第2号6番、7番は農地の転用を伴う所有権移転の5条の規定による許可申請です。

総会資料83ページ、84ページの8番、9番は転用を伴う地上権設定の5条の規定による許可申請です。

転用目的は太陽光発電施設用地への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用の時期は、着手予定は許可日、完了予定は許可日から10か月。

総会資料90ページの事業計画書を御覧ください。計画施設内容、土地選定理由は記載の

とおりです。

地目別面積、用排水計画、隣地農地所有者への説明状況等は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第1担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第1担当区域の石橋委員。

石橋委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、小川委員。

小川（幹）委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号6番から9番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号6番から9番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号10番、11番について関連がありますので、一括審議といたします。担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

7番、岩井委員。

岩井委員 7番、岩井です。議案第2号10番と11番について関連がありますので、一括して事前審査報告を行います。

総会資料の99ページ、100ページを御覧ください。転用を伴う所有権移転及び転用を伴う

地上権の設定の農地法第5条申請です。

本計画地は第2種農地となります。

転用計画につきましては、太陽光発電施設の設置です。

転用時期は、着手予定、農地転用許可日、完了予定、許可日から10か月。

施設の概要は、パネル1,326枚、パワコン15台、キュービクル1台です。資金計画は記載のとおりです。

106ページの事業計画書を御覧ください。施設内容、売電単価は記載のとおりです。造成計画につきましては、区域外からの土砂の搬入、地域外へ搬出は計画しておりません。

周辺農地への被害防除対策は、雨水処理にかんしては敷地内浸透貯留にて対応しますが、万一周辺へ当方の起因する問題が生じた場合は、当方の責任において適正に対処します。

隣接農地所有者への説明状況は記載のとおりです。予定となっているのは、文書で案内していますが、期限を過ぎてもまだ返信がない方がおります。意見が出た場合は適切に対応してまいりますとのことです。

他法令については、記載のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第6担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第6担当区域の河村委員。

河村委員 問題ありません。

議 長 続いて、塩澤委員。

塩澤委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

山崎委員 よろしいですか。

議 長 どうぞ。

山崎委員 これさっきのやつもそうなのですけども、ソーラーオーナーズって書いてあるの

で、これ分譲するのですかね。オーナーズというのは分譲をやっているのかね。

議 長 これは事務局、分かるかな。

事 務 局 本事業は、譲受人である太陽光発電事業者が、施設を整備し、発電した電気は事業協定を結んだ企業に売却する計画となっております。

山崎委員 分かりました。

議 長 ほかに何か。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号10番、11番については、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号10番、11番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号12番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

7番、岩井委員。

岩井委員 7番、岩井です。議案第2号12番について事前審査報告を行います。

資料115ページを御覧ください。転用を伴う地上権設定の農地法第5条申請です。

本計画地は第2種農地となります。

転用計画につきましては、太陽光発電施設の設置です。

転用時期は、着手予定、農地転用許可日、完了予定、許可日から10か月。

施設の概要は、パネル984枚、パワコン11台、キュービクル1台です。

資金計画は記載のとおりです。

121ページの事業計画書を御覧ください。造成計画につきましては、区域外からの土砂の搬入、地区外へ搬出は計画しておりません。

地目別面積、申請に係る農地と一体として利用する農地以外の土地の権利取得の見込みは記載のとおりです。

周辺農地への被害防除対策は、雨水処理に関しては、敷地内浸透処理で対応しますが、万一周辺へ当方に起因する問題が生じた場合は、当方の責任において適正に処理する。

隣接農地所有者への説明状況は記載のとおりです。

他法令については記載のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告いたします。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第6担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第6担当区域の河村委員。

河村委員 問題ありません。

議 長 続いて、塩澤委員。

塩澤委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号12番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号12番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号13番から16番については関連がありますので、一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

4番、五十嵐委員。

五十嵐委員 4番、五十嵐です。議案第2号13番から16番については関連がありますので、一括して事前審査報告を行います。

13番から16番は全て転用を伴う地上権設定の申請です。

資料129ページ、本計画地は第2種農地となります。

転用目的は、太陽光発電施設用地への転用です。

転用の時期は、着手予定、農地転用許可日、完了予定、許可日から10か月です。

施設の概要は、太陽光パネル1,008枚、パワーコンディショナー12台、キュービクル1台です。

138ページの事業計画書を御覧ください。計画施設内容、太陽光モジュール、定格出力660ワット掛ける1,008枚、パワーコンディショナー、50キロワット掛ける12台です。売電単価は記載のとおりです。造成計画は、申請地は区域外からの土砂の搬入、地区外への搬出は計画しておりません。

土地選定理由は記載のとおりです。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第5担当区域の笠井委員。

笠井委員 問題ありません。

議 長 続いて、柴海委員。

柴海委員 問題ありません。

議 長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号13番から16番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号13番から16番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号17番から19番については関連がありますので、一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

5番、米井委員。

米井委員 5番、米井です。2号議案17番から18番、19番まで事前審査報告をします。

転用を伴う地上権設定の申請です。

転用目的は太陽光発電施設設置用地への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用計画、転用の時期は、着手予定は許可日、完了予定は転用許可日から10か月。

施設の概要は、パネル1,410枚、パワコン15台、キュービクル1台です。

155ページの事業計画書を御覧ください。計画施設内容、太陽光モジュール、定格出力660ワット、1,410枚、930.6キロワット、パワーコンディショナー、定格出力50キロワット、15台、750キロワット。造成計画、申請地は区域外からの土砂の搬入、地区外への搬出は計画しておりません。

地目別面積、用排水計画、周辺農地への説明状況は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第3担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第3担当区域の宮嶋委員。

宮嶋委員 問題はありません。

議 長 続いて、渡邊委員。

渡邊委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

山崎委員 すみません、よろしいですか。

議 長 どうぞ。

山崎委員 公図の土地の名前と、あと所有者の名前とで違うのですけれども、何ででしょう。

議 長 公図。

山崎委員 2名ほど。

議 長 どうぞ。

事務局 委員がおっしゃっているのは、まず2—18、148ページの公図でいう773番ですか、
こちらは既に亡くなられているということで。

山崎委員 相続やっていないのですか。

事務局 そうなのです。148ページを見ていただきたいのですが、譲渡人、被相続人、
誰々、相続人、誰ということで相続人からの申請になります。

山崎委員 そうか、ではまだ相続終わっていないということですね。

事務局 そうですね。

議 長 よろしいですか。

山崎委員 分かりました。

議 長 ほかに何か。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号17番から19番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号17番から19番までは、許可相当とすることに決定しました。

◎議案第3号

議 長 日程第5、議案第3号 「令和7年度最適化活動の目標の設定等」についてを議題
といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号ですが、議案書の10ページを御覧ください。議案第3号「令
和7年度最適化活動の目標の設定等」についてをご説明いたします。

こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農業委員会はそ
の運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他、農業委員会に

おける事務の実施状況について公表しなければならないと定められております。令和4年2月2日付、農水省経営局長通知にて、目標については前年度の3月末までに設定することとなっておりますので、今回議案として提出させていただいたものでございます。可決をいただいた際には、4月末までに公表及び千葉県への報告となります。

それでは、11ページを御覧ください。令和7年度最適化活動の目標の設定等でございます。こちらのページでは、令和7年4月1日現在における農家及び農地等の概要など、農業委員会の現在の体制と農家・農地等の概要について記載をしております。採用数値は、5年ごとに実施されます2020年調査の農林業センサス及び農地台帳システム等に基づいて記入した数値となっております。経営体については、前年と比較しますと、認定農業者が13者増で80者、認定新規就農者が3者、農業参入法人が20者となっております。

続きまして、12ページを御覧ください。Ⅱの最適化活動の目標でございます。次ページにわたり最適化活動の成果目標と活動目標を設定しております。1の(1)の②、目標の表を御覧ください。中段に今年度の新規集積目標としまして23ヘクタール、累計で473ヘクタールを設定しております。23ヘクタールの積算根拠につきましては、令和6年度末の実績450ヘクタールの5%に相当する数値を目標設定としております。

その下、1の(2)の②、遊休農地の解消目標では、令和3年度の利用状況調査により判明した119ヘクタール、こちらを解消目標としまして、基盤整備事業と連携しながら解消に取り組んでまいります。

次に、13ページを御覧ください。(3)、②、新規参入の促進目標としては、過去3年間の権利移動面積の平均83ヘクタールの1割に相当します8.3ヘクタールを設定しました。

次に、2の(1)、最適化活動の活動目標についてですが、1人当たりの活動日数を月当たり6日としております。これは最適化交付金を受ける最低条件の日数となっております。

最後に、(3)、新規参入相談会への参加目標についてですが、現段階では開催が未定なため、仮で予定としておりますけれども、実施する際は相談役として数名の方に参加していただきたいと思っております。

以上が令和7年度最適化活動の目標の設定となります。

今後の対応といたしましては、本日も審議いただき、決定しました際には、4月末までに市のホームページに掲載をして公表を行い、また併せて県経由により国へ報告する予定となっております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

何か質疑ございませんか。

この数値はどこからそれ出したの、事務局で出した。

事務局長 これはセンサスとか実績の数値、農林業センサス、5年に1回やっています。そこから持ってきたので。

議 長 そこから持ってきた資料なの。

事務局長 あとは実績に基づいて入れました。今年ちょうど農林業センサスやりますので、多分来年は農家数は減少してくるかなと思っています。多分5年間は変更なしの数値が入っています。5年に1回しか農林業センサスやっていないので、農家数、農業従事者数等は5年間変更はございません。

湯浅委員 センサス配っているのだけれども、出しているのかね。

事務局長 集計のほうは始めています。

湯浅委員 うちも配りには来たけれども、集めに来ないのだ。

事務局長 これ交付金いただくために、農業委員会がある市町村は全て国の要請によって作成しているものでございますので、ご理解どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 そんなようなことで、明るい農村にするためには森田委員の言葉ではないけれども、明るい農村というから、そんなことでよろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第3号は、原案のとおり可決しました。

◎諮問第1号

議 長 日程第6、諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の14ページをお願いいたします。諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてでございます。本計画案に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程により、農業委員会の意見を求められたものでございます。

【諮問第1号について説明】

事務局 以上7件でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

何か質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

諮問第1号について、意見なしと答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 長 挙手全員でございます。

諮問第1号については、意見なしと答申することに決定しました。

◎報告事項

議長 長 日程第7、報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の22ページをお願いいたします。報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてでございます。

【報告第1号について説明】

事務局 以上でございます。

議長 長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第8、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の23ページをお願いいたします。報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

【報告第2号について説明】

事務局 以上2件でございます。

議長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第9、報告第3号 農地等使用貸借権解約通知についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書24ページをお願いいたします。報告第3号 農地等使用貸借権解約通知についてでございます。

【報告第3号について説明】

事務局 以上でございます。

議長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第10、報告第4号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてを議題をいたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の25ページをお願いします。報告第4号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてでございます。

農地法第5条の許可が7件となっております。

以上でございます。

議長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第11、第1小委員会委員長からの報告についてを議題といたします。

第1小委員会、森田委員長より報告をお願いします。

森田委員 第1小委員会委員長報告を行います。

総会資料の最後に添付されています工事完了報告・転用事実確認証明願等一覧を御覧ください。令和7年4月4日、第1小委員会において、工事完了報告10件、転用事実確認証明願8件について現地確認を行ったところ、計画どおりの工事完了であり、転用事実につきましても確認をいたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

議長 これは事前審査会において確認した事項の報告でございますので、ご了承願います。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

令和7年第4回農業委員会総会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後4時13分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する

令和7年4月14日

議 長 篠 田 道 雄

署 名 委 員 7 番 岩 井 猛 和

署 名 委 員 8 番 山 崎 幸 雄